

山口県持続性の高い農業生産方式の導入計画認定基準

第1 趣旨

山口県持続性の高い農業生産方式の導入計画認定要領（以下「認定要領」という。）第1の規定に基づく導入計画の認定は認定要領第3の1に定めるもののほか、この基準に基づいて行う。〔略〕

第2 認定基準

導入計画の認定基準は、次の（1）から（8）を全て満たすものとする。

- （1）別に定める山口県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（以下「導入指針」という。）のⅡの「導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容」について、導入しようとする農業生産方式に係る各農作物ごとの「技術区分」のそれぞれにおいて「省令技術」1技術以上に取り組む計画であること。この際、現行、すべての「技術区分」で「省令技術」を導入している場合においては、原則として新たに「省令技術」を1技術以上導入する計画であること。
- （2）（1）の技術を導入することで、化学肥料使用量（窒素分量）及び化学農薬使用回数（使用成分回数）が県慣行基準より30%以上削減できる計画であること。
- （3）導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積が、導入計画を作成した農業者に係る当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の50%以上を占めていること。
- （4）導入計画の達成される見込みが確実であること。
- （5）導入計画に記載されている目標を達成するための必要な措置が、当該計画に対して適切なものであること。
- （6）経営耕地面積が30a以上、農産物販売金額が50万円以上のいずれかに該当する農業経営体であるか、又は前述と同規模の農業経営体となることが見込まれること。
- （7）農業者が導入計画に従って行う農業生産方式について、栽培管理記録の記帳が行われることが確実であると見込まれること。
- （8）夫婦や親子など家族内の複数の者が共同で導入計画を作成する場合は、家族経営協定を締結していること。

第3 土壌診断

導入指針に定める「省令技術」の「たい肥等有機質資材施用技術」及び「緑肥作物利用技術」については、導入計画に土壌診断結果を添付するものとする。

第4 認定期間

認定要領第5の1に定める認定期間は、5年間とする。

附則

この基準は、平成13年5月11日から施行する。

附則

この基準は、平成19年4月25日から施行し、平成19年度から適用する。

附則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。